

子ども家庭課  
子ども家庭支援センター  
児童相談課  
相談援助担当

## 令和3年度の児童相談等の状況について

### 1 児童相談所における対応状況（令和3年4月～令和4年3月）

#### (1) 相談受付

##### ア 受付件数

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内訳	虐待	84	62	94	74	50	62	69	79	95	59	57	94	879
	養育困難・性格行動	6	10	13	14	16	10	20	17	21	13	9	21	170
	知的障害	16	18	11	11	5	8	7	16	3	9	5	7	116
	非行	4	11	4	1	5	4	10	4	1	1	2	1	48
	その他	6	2	4	1	1	4	2	3	9	1	4	1	38
計		116	103	126	101	77	88	108	119	129	83	77	124	1,251

※知的障害相談は、多くが愛の手帳（療育手帳）の判定に関するものです。

※開設当初（4月）に東京都から引き継いだケース（160件）は含まれていません。

#### イ 虐待相談受付後の対応

- ・同一の建物内に児童相談所と子ども家庭支援センターを併設したメリットを生かし、新規の虐待相談は受付後、児童相談所と子ども家庭支援センターが一緒に全てのケースをリスク評価します。
- ・ケースごとに対応機関を決定し、必要な対応を迅速に開始します。
- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、弁護士、医師、保健師等が児童の状況に応じてチームを組み、専門性を生かした適切な対応を行います。
- ・全体会議（援助方針会議）において定期的にケースの対応状況や方針等を確認し、援助終了まで対応を継続します。

(2) 一時保護

ア 一時保護及び解除人数

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
主訴内訳	虐待	5	1	7	7	7	8	3	4	6	1	1	4	54
	養育困難・性格行動		3	4	3	4	4	2	3	5	1	2	2	33
	非行	2	1	2		1		1				1		8
	その他								1					1
保護 計		7	5	13	10	12	12	6	8	11	2	4	6	96
解除 計		6	1	7	11	13	11	7	8	16	4	2	5	91

イ 児童相談所内一時保護所の定員

12人 (男児4人、女児4人、幼児4人)

ウ 一時保護所での過ごし方

- ・日中は、リビング、食堂、学習室、体育館等で保護所スタッフや他の児童とともに集団で過ごします。
- ・小学生以上の児童は個室で個人の時間を過ごすことができる等、安心できる環境を整えます。
- ・児童の状況に合わせて、通学、通院、外泊を行うほか、散歩や遠足、スポーツ行事、季節行事等も実施します。
- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が日常的に協力し、一人ひとりの児童が抱える問題の早期解決を目指します。

(3) 社会的擁護の施設等への措置

ア 措置児童数

(単位：人)

児童数(令和4年3月末現在)		41
施設等内訳	児童養護施設	23
	乳児院	2
	里親、ファミリーホーム	8
	その他	8

イ 措置児童及び施設等への対応

施設等へ訪問し、児童との面会の機会を大切にし、家庭復帰等の計画に沿って対応します。

ウ 里親登録状況

区内の里親は、養育里親11家庭、養子縁組里親19家庭(令和4年3月末現在、両方の登録(2家庭)を含む)です。日常的にフォスタリングチームみなとが里親か

らの様々な相談に応じるほか、定期的に説明会等を実施します。

#### (4) 児童の権利擁護の取組

##### ア 児童自身への説明

一時保護や施設入所等に当たり、児童一人ひとりに子どもの権利について説明します。

##### イ 児童の意見聴取

- ・児童の意見を代弁する第三者（アドボケイト）が、原則として月1回（令和3年度は年9回実施）児童本人に意見を聴取します。
- ・一時保護所内に意見箱を設置するとともに、子ども会議を毎週開催し、児童の意見を聴取します。

##### ウ 第三者評価

一時保護所の運営の質の向上を図るため、第三者評価を年1回実施し、評価結果を公表します。

## 2 子ども家庭支援センターにおける対応状況（令和3年4月～令和4年3月）

### (1) 相談支援係 相談受付

#### ア 受付件数

（単位：件）

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
相談 内 訳	虐待	273	260	316	226	1,075
	養護相談 （その他）	80	84	91	84	339
	育成相談	129	155	161	117	562
	その他	17	20	12	23	72
計		499	519	580	450	2,048

#### イ 相談受付後の対応

相談支援係は、児童福祉法における市区町村子ども家庭総合支援拠点として、子どもと家庭への支援が必要なケースについて、家庭に寄り添いながら、対応しています。

## (2) 家庭相談担当 相談受付

### ア 受付件数

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人間関係	夫婦関係	35	32	49	51	51	37	42	49	47	44	32	35	504
	(離婚)	14	4	15	17	12	11	18	19	16	17	7	11	161
	(DV)	18	23	26	30	35	23	17	22	23	22	21	17	277
	(その他)	3	5	8	4	4	3	7	8	8	5	4	7	66
	男女関係	1	1	1	2	3	2	4	3	2	3	1	2	25
	その他	3	5	6	4	4	5	2	2	1	4	4	7	47
経済関係		2	3	1	0	4	2	3	2	1	1	6	5	30
医療(健康関係)		0	2	0	1	1	1	0	2	0	4	1	1	13
その他		8	10	7	7	5	6	8	3	6	6	4	6	76
計		49	53	64	65	68	53	59	61	57	62	48	56	695

### イ 相談受付後の対応

- ・家庭相談支援員を配置し、社会生活を営む上で困難を抱えている人の相談に応じ、必要な保護、援助を行います。
- ・夫婦間のDVや離婚問題等、子どもと家庭が直面している様々な課題に対して、児童相談所や相談支援係と連携して支援します。

## (3) 施設入所

母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい(定員10世帯)では、入所した母子の保護及び生活・養育の支援を行っています。令和4年3月末現在で6世帯が入所しています。

## 3 港区児童福祉審議会の開催状況(令和3年4月~令和4年3月)

### 【審議会及び部会の開催状況】

会議名		回数	開催月
港区児童福祉審議会		1	4月
部会	保育部会	4	7、10、12、3月
	里親・子どもの権利擁護部会	8	6、7、9、10、11、1、2、3月
	児童虐待死亡事例等検証部会	2	11、1月

- ・港区児童福祉審議会は、学識経験者など、12人の委員で組織しています。
- ・保育所の設置認可や里親の認定などを調査審議するため、港区児童福祉審議会に3つの部会を設置しています。